

# 川口市給水補助加圧装置設計施行基準

## 第1章 総則

### 1. 目的

この基準は、戸建住宅等の2階又は3階に設置する給水用具のうち、吐出圧力、吐出水量等の確保が懸念される一部の給水用具へ補助的に加圧するため、給水装置に直結して給水補助加圧装置を設置する給水装置工事の設計、施工について必要事項を定め、適正な運用を確保することを目的とする。

### 2. 対象建物及び対象給水用具

- (1) 対象建物は、建物の3階までに直結給水する戸建住宅等とし、対象給水用具は、2、3階に設置する一部の給水用具とする。1戸建住宅等の全給水器具への加圧、集合住宅の1住戸への加圧は不可とする。
- (2) 一部給水用具とは、タンクレストイレやマッサージシャワー・手洗い・給湯器等で、吐出圧力、吐出水量を必要とする給水用具とする。

### 3. 事前協議

- (1) 給水装置工事の申込者は、給水補助加圧装置の仕様書・図面及び、水理計算書等必要な書類を添えて協議すること。
- (2) 給水装置工事の申込者は、給水装置工事の申込みにあたり給水補助加圧装置設置申請書（様式第1号）を提出すること。

## 第2章 給水装置の設計・施工

### 1. 設計水量の計算

- (1) 設置場所の配水管又は、給水管の最小動水圧（0.147MPa）に基づき、分岐取り出し位置より給水補助加圧装置までの水理計算を行い給水補助加圧装置の一次側（吸込側）入口で最小動水圧が0.05MPa以上であること。
- (2) 加圧対象の給水器具同時使用水量を考慮し、給水補助加圧装置を選定すること。
- (3) 全体給水量は、川口市給水装置工事設計施行基準 第3章 計画使用水量の決定を参考に計算すること。尚、同時使用水量は20L/min以下とすること。
- (4) 給水管の口径は、原則として瞬時最大給水時において管内流速が2m/secを超えないこと。

### 2. 給水補助加圧装置

- (1) 給水補助加圧装置は、配水管及び給水管の水圧に影響を及ぼさない十分な性能を有するものであること。
- (2) 給水補助加圧装置の一次側バルブを設置すること。

- (3) 給水補助加圧装置の一次側に、逆止弁を設置すること。
- (4) 給水補助加圧装置は、日本水道協会の認証を得たものであること。
- (5) 給水補助加圧装置は、1 給水装置（量水器）につき、1 給水補助加圧装置とする。
- (6) 給水補助加圧装置は、量水器の二次側とし、計量等に悪影響を及ぼさない位置とする。
- (7) 給水補助加圧装置の設置に当たっては、凍結防止を施すとともに、装置の故障、漏水等の際にも作業ができるよう配慮すること、又、定期点検や保守管理のために必要な空間を取ること。
- (8) 分岐管口径は配水管(被分岐管)口径より 2 サイズ以下の口径であること。
- (9) 既設配管使用による出水不良、赤水等異常が発生した場合、所有者負担により対応を行うこと。
- (10) 配管の最上部には空気弁を設置し維持管理が容易に行なえる管理口を設けること。なお、水撃防止装置は必要に応じて設置すること。
- (11) その他の事項に関しては川口市給水装置工事設計施行基準を遵守すること。

### 第 3 章 維持管理

給水補助加圧装置を設置する工事を施工する、給水装置工事主任技術者又は、指定給水装置工事業業者は、給水装置工事申込者及び給水装置所有者に給水補助加圧装置の使用目的・維持管理方法等の説明を適切に伝えること。

### 第 4 章 検査

市が行う検査は、水道法施行令第 5 条 給水装置の構造及び材質の基準に基づき、給水装置の末端給水用具までを検査の対象とし、給水補助加圧装置が上記基準のとおり設置されているか検査する。

### 第 5 章 補助加圧装置の交換

補助加圧装置を交換しようとする者は、次の事項について十分留意すること。

- (1) 装置の交換を行なう場合は第 1 章第 3 に基づき事前協議及び工事の申請を行なうこと。
- (2) 前項の交換を行なうに際し、補助加圧装置の仕様に変更がない場合、事前協議の一部を省略することができるものとする。

### 第 6 章 補助加圧装置の廃止

補助加圧装置を廃止しようとする者は、速やかに上下水道事業管理者へその旨を届け出ること。(様式第 2 号)

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

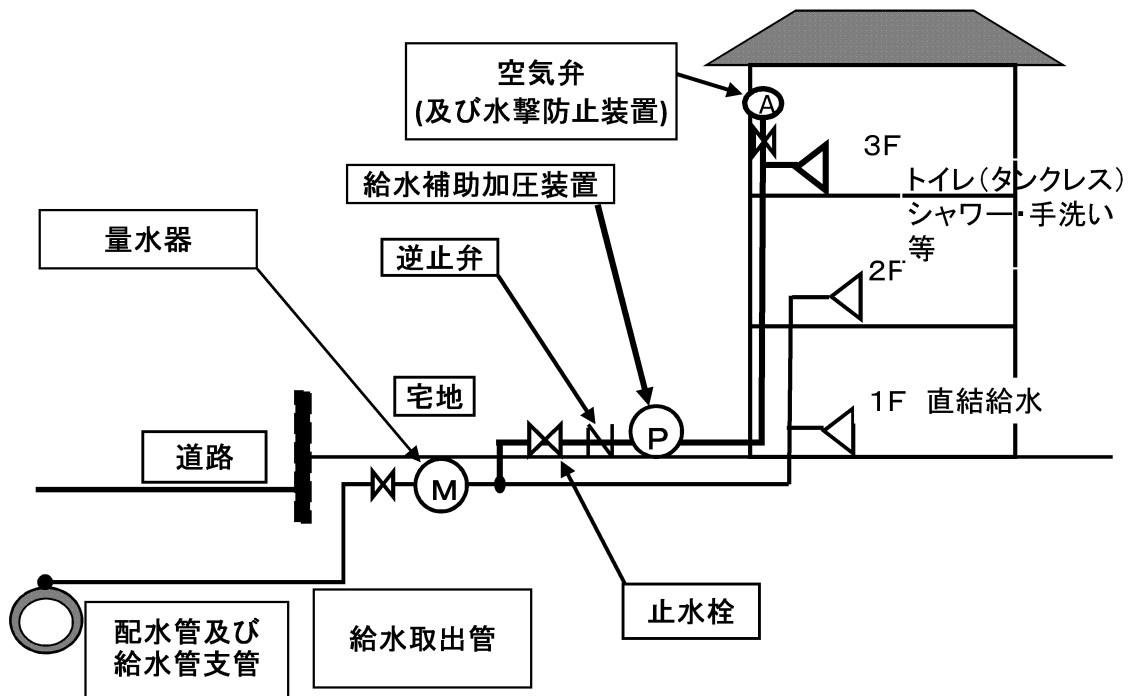
(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の川口市給水補助加圧装置設計施行基準に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

# 給水補助加圧装置給水方式参考一般図



※管内流速2m/sec

様式第1号

## 給水補助加圧装置設置申請書

川口市上下水道事業管理者 様

申請者（所有者）

住 所

氏 名

水栓番号	
設置場所	川口市

給水補助加圧装置の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

### 記

1. 給水補助加圧装置の機能を保つため、定期点検を行うとともに、必要な修繕を行います。
2. 給水補助加圧装置に起因して水質その他の問題が生じた場合は、所有者又は水道使用者の責任において対処を行い、上下水道局の指示に従い速やかに改善をします。
3. 給水補助加圧装置に起因して逆流又は漏水が発生し、上下水道局又は他の水道使用者に損害をあたえた場合は、責任をもって補償いたします。
4. 給水装置の所有権に変更が生じたときは、新所有者に対してこの装置が条件付であることを熟知させるとともに、速やかに届け出ます。
5. 補助加圧装置を変更又は廃止する際は、上下水道事業管理者へ速やかに届け出ます。
6. その他、配水管等の工事に伴う計画的又は、緊急時の断水・減水、若しくはメーターの取替えに伴う断水については、その作業が円滑に実施できるように協力します。

様式第2号

## 給水補助加圧装置廃止届

川口市上下水道事業管理者 様

年 月 日

申請者（所有者）

住 所

氏 名

以下の給水補助加圧装置について廃止します。

記

水栓番号			
設置場所	川口市		
給水補助加 圧装置仕様	メーカー	型番	
廃止理由	<input type="checkbox"/> 取壊し <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 給水方式変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

以上